

様式1

公の施設「名張市体育施設（名張市総合体育館ほか）」の管理の方針について（案）

1. 施設名称

施設名	名張市体育施設（名張市総合体育館ほか）
所在地	名張市夏見2812番地 ほか

2. 所管部署

施設の設置目的 事業等の概要	<施設の設置目的> 名張市スポーツ推進計画の基本目標である「市民の誰もが、生涯を通して自主的にライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、健康ではつらつとした暮らしを営めることができるような環境をつくり上げること」を目指し、生涯スポーツの振興及び競技力の向上を図るために設置しています。 <事業等の概要> TOAテニスの杜（名張市民テニスコート）、メイハンスタジアム（名張市民野球場）、メイハンフィールド（名張市民陸上競技場）、マツヤマSSKアリーナ（名張市総合体育館）、名張市民プール、薦原公園テニスコート、薦原公園ソフトボール場、つつじが丘テニスコート、つつじが丘公園運動場、八幡2号公園運動場、名張市ターゲット・バードゴルフ場、みはたメイハンランド内新田ゲートボール場、はなの里スタジアム（名張市民ホッケー場）その他付帯施設等の管理運営
所管部署	教育委員会事務局 市民スポーツ室

3. 現在の管理状況

指定管理者名	マツヤマSSKグループ
指定管理期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日

4. 令和7年度以降の管理の方針

市場での競争原理に基づき公募による指定管理者の候補者の選定を実施することにより、スポーツ振興を目的としたより良い事業提案が得られるとともに、管理コストが軽減できると考えます。

また、令和元年から体育施設としているはなの里スタジアム（名張市民ホッケー場）については、これまでは地域との協議により本市が管理していましたが、他の体育施設と同じ理由から指定管理施設に含めることとします。

老朽化が進む体育施設の管理に当たっては、利用者の安全安心を優先する必要性が一層高まることから、施設設置者である市が信頼できる事業者を求めるべきであり、利用者の満足度につながることを期待できる管理を行います。

5. 指定管理の実施時期

実施時期	令和7年4月～令和12年3月の5年間
------	--------------------

6. 特記事項

指定管理者の候補者の選定に当たっては、公平性を担保し、競争原理に基づいた選定を実施することにより、より良い事業提案が得られるとともに、管理コストが軽減できるものとするので公募することとします。

公の施設「名張市体育施設」の指定管理者制度活用に係る検討内容

(部室名) 市民スポーツ室

1. 指定管理者制度の有効活用の検討

(1) 施設概要、現在の運営状況

施設名	所在地	完成年度	敷地面積 (㎡)	令和6年度 指定管理者
マツヤマSSKアリーナ (名張市総合体育館)	夏見 2812 番地	昭和 52 年	11,050	マツヤマSSK グループ
名張市民プール	夏見 2689 番地	昭和 44 年 (25m・幼児用) 昭和 56 年 (50m)	10,344	同上
TOAテニスの杜 (名張市民テニスコート)	夏見 2737 番地	昭和 45 年～62 年 改修 令和 4 年	10,200	同上
メイハンスタジアム (名張市民野球場)	夏見 2750 番地	昭和 52 年	26,900	同上
メイハンフィールド (名張市民陸上競技場)	夏見 2778 番地	昭和 54 年 改修 平成 29 年	22,260	同上
名張市ターゲット・バード ゴルフ場	夏見 2800 番地	平成 14 年	3,634	同上
薦原公園テニスコート	薦生 1789 番地	昭和 62 年	1,280	同上
薦原公園ソフトボール場	薦原 1801 番地	昭和 62 年	4,950	同上
つつじが丘公園テニスコ ート	つつじが丘南 5 番町 31 番地 2	昭和 63 年	1,276.5	同上
つつじが丘公園運動場	つつじが丘南 5 番町 31 番地 2	平成 5 年	13,610	同上
八幡 2 号公園運動場	八幡 1300 番地 32	平成 2 年	13,437	同上
みはたメイハンランド内 新田ゲートボール場	新田 1081 番地	平成 27 年	977	同上
はなの里スタジアム (名張市民ホッケー場)	百合が丘西 5 番町 13 番地	令和元年	7,074	市管理・運営

※上記の施設は利用料を徴収している施設であり、指定管理の範囲はその他付帯施設等を含みます。

(2) 施設設置に関連する法律・条例等

名張市体育施設使用条例

名張市体育施設使用条例施行規則

(3) 他市の類似施設の事例

ア. 伊賀市

体育関連施設は、指定管理者制度（非公募） 公益財団法人伊賀市文化都市協会
令和7年度からの指定管理は、公募での募集で準備中

イ. ア以外の市（2～3市）

四日市市市：指定管理者制度（非公募）公益財団法人四日市市スポーツ協会
（市内12の体育施設）
指定管理者制度（公募）JNスポーツグループ
（四日市ドーム）

※JNスポーツグループ（JT Bコミュニケーションデザイン、株式会社NTTファシリティーズ東海支店、四日市市スポーツ協会）

津市：指定管理者制度（公募）三幸・三重県生涯スポーツ協会グループ
（津市運動施設（津地域））

※三幸・三重県生涯スポーツ協会グループ（三幸株式会社、三重県生涯スポーツ協会）

松阪市、尾鷲市：指定管理者制度の導入なし

2. 指定管理者制度の活用により期待できる効果等

(1) 施設の効果的・効率的な管理運営が図られているか。

専門的な知識を持った職員が配置され、民間手法を十分に発揮し、計画的に施設の管理運営が行われている。

(2) 市民サービスの向上が図られているか。

民間が公の施設管理者であるという優位性をいかんなく発揮した自主事業が多数取り揃えられ、より多くのメニューを市民へ提供している。

(3) 経費抑制等の効果が図られているか。

自由経済市場の民間手法により経費の削減が図られているほか、行政の発想レベルに捕われない思い切った新たな手法に期待をすることができる。

(4) 予算措置の考え方（利用料金制、指定管理料、財源等）

「指定管理料」は、指定管理者に行わせる業務の範囲や内容、管理業務やサービス等に対する要求水準を基に、あらかじめ管理に必要と考えられる経費総額を積算するとともに、「利用料収入」等を勘案し、「様式3」のとおり予算措置をします。

なお、指定管理業務を市が示した水準どおりに確実に実施する中で、利用料収入や事業収入の増加、経費の節減など、指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めないこととします。

施設の管理運営業務に係る収支状況

様式 3

施設名 名張市体育施設（名張市総合体育館ほか）

（単位：千円）

区分	項目	R4 決算額	R5 決算見込額	R6 予算額	3か年度 平均	R7（施設所管室積 算案） （A）	備考	R7（財政経営室協 議済み額） （B）
収入	利用料収入	14,192	19,283	19,800	17,758	20,233		20,233
	事業収入等	8,819	11,792	12,500	11,037	13,500		13,500
	指定管理料	27,700	27,450	27,200	27,450	32,200		32,200
	その他雑収入	2,083	2,103	2,100	2,095	2,100		2,100
	補填金	0	2,095	0	698	0	R5物価高騰対策支援金	0
	収入合計	52,794	62,723	61,600	59,039	68,033		68,033
支出	人件費	27,177	32,555	33,600	31,111	35,340		35,340
	事務費	1,702	1,947	2,000	1,883	1,800		1,800
	事業費	6,324	4,349	5,000	5,224	4,800		4,800
	管理費	18,133	21,426	22,500	20,686	25,293		25,293
	その他経費	753	912	950	872	800		800
	支出合計	54,089	61,189	64,050	59,776	68,033		68,033
収支		-1,295	1,534	-2,450	-737	0		0